

答申個第 1 2 3 号

令和 4 年 9 月 1 日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

いじめの重大事態に関する文書の一部公開決定等事案

- 1 令和 3 年 5 月 1 7 日付け教指生第 6 - 1 号、第 6 - 2 号 (諮問個第 2 9 7 号、第 2 9 8 号)
- 2 令和 3 年 5 月 1 7 日付け教指生第 7 - 1 号、第 7 - 2 号 (諮問個第 2 9 9 号、第 3 0 0 号)
- 3 令和 3 年 5 月 1 7 日付け教指生第 8 - 1 号、第 8 - 2 号 (諮問個第 3 0 1 号、第 3 0 2 号)

1 審査会の結論

処分庁が行った各処分は、いずれも妥当である。

2 審査会における審議の方法

令和3年4月17日に提起された6件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、未成年の子の法定代理人である父、父本人及び母（以下、子の父を「父」と、子の母を「母」といい、未成年の子の法定代理人である父とこれら2名を合わせて「本件各審査請求人」という。）のそれぞれから提出があった、同一内容の個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。）に対する各処分について行われたものであり、また、本件各審査請求の内容も同様であることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 本件各審査請求の経過

- (1) 本件各審査請求人は、令和2年12月15日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項又は第2項の規定により、別記記載の1～5（以下「請求内容1」などと表記する。）の公文書に記録された個人情報の開示を請求した。

- (2) 処分庁は、請求内容1、2、4及び5に該当する公文書として、「保護者説明」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

そのうえで、処分庁は、本件公文書について、条例第16条第2号に該当する内容があるため、個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、令和3年1月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり本件各審査請求人に通知した。

※ 条例第16条第2号に該当

開示請求者以外の個人の発言内容等については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

また、請求内容3に係る公文書については保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、令和3年1月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり本件各審査請求人に通知した。

※ 開示請求に係る個人情報を保有していない理由

請求に係る事実がないため。

- (3) 本件各審査請求人は、令和3年4月17日に、本件処分1及び2を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分1及び2の取消しを求める審査請求をした。

4 本件各審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び当審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) アンケート調査について

アンケート調査は、いじめ防止対策推進法を受けて文部科学省が作成している「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って行う調査として実施したものである。

アンケート調査の対象は△△小学校□年生全児童とし、アンケート用紙（保護者向け説明文や提出用封筒を含む。）を〇〇年〇〇月〇〇日に配布し、同月〇〇日から同月〇〇日までの間に回収した。

調査方式は、記名式とし、回答を希望しない場合は名前のみ記入して提出する方式とした。保護者が説明文（ガイドラインに基づく調査である旨等の説明）を読んだうえで、児童がアンケート用紙に記入することとし、児童が記入したアンケート用紙は、封緘のうえ担任に提出された。担任に提出されたアンケート用紙は、封緘されたまま学校から処分庁に提出され、処分庁において開封し、内容を確認した。

なお、アンケート調査の質問項目や保護者向け説明文の文章は、処分庁が〇〇年〇〇月に父から「関係児童から聞き取りをしてほしい」という要望を受けて以降、処分庁と父が協議を重ねたうえで作成したものである。また、アンケート調査の実施に当たり、保護者からPTAへの問い合わせが予想されることから、学校からPTAの本部役員に事前説明を行った。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、本件アンケートを学校が□年生の全児童に配付した〇〇年〇〇月〇〇日に、父母が□年生児童の保護者宅に資料を配布したことを受け、〇〇月〇〇日に複数の保護者から、学校へ、本件アンケートと審査請求人の保護者が配布した資料との関係性や当該資料の配付を学校が事前に認知又は承諾していかどうかに関する質問などがあった。このため、急遽、学校の□年生の教員が、資料を配布された保護者にアンケート調査の目的等を個別に説明した。本件公文書はその際の対応記録であり、保護者が自らの意見を述べることもあったので、当該保護者の意見も記録されている。

(3) 文書の特定について

本件各審査請求人は、本件公文書が請求内容2以外には該当しないと主張するところ、処分庁が請求内容1、4及び5に該当する公文書として本件公文書を特定した理由を以下説明

する。

請求内容 1 に該当する公文書として、本件公文書の冒頭に△△小学校□年生全家庭（以下「全家庭」という。）に説明するに至った経緯と理由を記載していることから特定した。

次に、請求内容 4 に該当する公文書として、5(2)のとおり、当該事案については□年生の全保護者に説明を行っており、全家庭数分の記載があることから、面談する保護者と面談しない保護者を選別していないことが明らかであることから、特定した。

最後に、請求内容 5 に該当する公文書として、請求内容 4 と同様に□年生の全保護者に説明を行っていることから、**氏による保護者の線引きが行われていないことが明らかになるため特定した。

なお、保護者への説明に当たっては、本件公文書のうち開示部分に「学校、電話、家訪」などの記載があるとおり、各保護者の意向に沿い、来校時に説明、電話で説明、家庭訪問で説明など、それぞれの事情に応じて対応を行ったものであり、請求内容にあるような、**氏と打合せを行い、呼び出す保護者と呼び出さない保護者の線引きを行った事実はない。

(4) 処分庁において、本件公文書を作成するに至った経過は、5(1)及び(2)のとおりであり、請求内容 3 において記載されている経緯及び理由は、処分庁のそれと異なるため、請求内容 3 に対する公文書は存在しない。

(5) 以上のとおり、本件各処分は条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はない。

6 本件各審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会における父の口頭意見陳述によると、本件各審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分 1 について

ア 文書特定について

本件公文書は、請求内容 2 の目的に該当するものであるが、処分庁が請求内容 1、4 及び 5 に該当する公文書として本件公文書を特定し、本件処分 1 を行ったことは、以下のとおり違法不当である。

(ア) 請求内容 1 について

請求内容 1 は、アンケート調査後に、教育委員会及び△△小学校が当時□年生の保護者との面談を実施するとの判断（意思決定）した経緯、理由が明らかになる記録を開示請求したのであるが、処分庁が本件公文書の冒頭に記載した内容は、その経緯と理由にはなっていない。したがって、本件公文書は請求内容 1 に該当する文書ではない。

(イ) 請求内容 4 及び 5 について

請求内容 4 は、教育委員会及び△△小学校がなぜ保護者全員に面談しなかったのか、どのように面談あるいは架電にて聞き取りしない保護者を選別したのか、その経緯及び

理由が明らかになる記録を開示請求したのである。

また、請求内容 5 では、請求内容 4 に関連して、△△小学校が**氏と打ち合わせをして面談に呼び出された保護者と呼び出されていない保護者の線引きを行っていないことを証明する記録を開示請求したのである。

本件公文書で明らかなのは、△△小学校が保護者に説明等を行った延べ人数であり、全家庭分の記載があることは証明されていない。したがって、本件公文書は、△△小学校が「全家庭分の記載があることから、面談する保護者と面談しない保護者を選別していないこと」を証明するものではなく、「**氏による保護者の線引きが行われていないこと」を証明するものでもないため、請求内容 4 及び 5 に該当する文書ではない。

イ 本件公文書の非開示部分について

本件公文書は、△△小学校教職員が職務として行った面談及び架電による聞き取りの記録であり、少なくとも面談及び架電による聞き取りを行った教職員及び文書作成者の教職員の氏名は開示されて然るべきである。

(2) 本件処分 2 について

アンケート調査について、教育委員会と協議を行っている間、「アンケート調査はあくまでガイドラインに則って実施するものであって、**の保護者が希望したものではないこと」また「△△小学校がこのアンケート調査には関わらないことを、**の保護者が再三要望したこと」について、教育委員会及び△△小学校の間で情報共有されていたにもかかわらず、どのような意思決定過程を経て〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇月〇〇日の**主事の発言と同様の内容（アンケート調査は父母が強く希望したため）が、△△小学校教職員らによって、同年〇〇月の△△小学校のアンケート調査後の保護者に説明されたのか、その意思決定に係る経緯は公文書として記録されているべきものである。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び本件各審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件各審査請求について

本件各審査請求は、請求内容 1 から 5 に対し行われた 2 件の処分について行われていることから、以下、処分ごとに検討する。

(2) 本件処分 1 について

本件各審査請求における本件処分 1 の争点は、請求内容 1、4 及び 5 に対して処分庁が本件公文書を特定したことの妥当性であることから、当審査会はこの点について以下検討する。

ア 請求内容 1 に対する本件公文書該当性について

(ア) 処分庁は、本件公文書の冒頭に全家庭に説明するに至った経緯と理由を記載している

ことから請求内容 1 に対する公文書として特定したと主張する。

一方、本件各審査請求人は、保護者との面談を実施するとの判断（意思決定）をした経緯、理由が明らかになる記録を請求しており、本件公文書の冒頭に記載された内容はこれに該当しないと主張する。

- (イ) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書の冒頭に全家庭へ説明するに至ったきっかけとなる事情が記載されていることが認められた。
- (ウ) たしかに、本件各審査請求人が主張するように、本件公文書には全家庭に対して面談等により説明を行うと意思決定した経緯や理由に係る記載は認められなかったが、請求内容 1 は、「面談を実施するとの判断（意思決定）をした経緯、理由が明らかとなる」ものを請求していることから、全家庭へ説明するきっかけが記載された本件公文書を特定したこと自体は妥当であると考ええる。

なお、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したが、請求内容 1 の対象とすべき公文書が他に存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

イ 請求内容 4 及び 5 に対する本件公文書該当性について

- (ア) 処分庁は、説明を全家庭に行っていること、説明の実施方法は各保護者の意向に沿って実施したものであることを理由に、面談するか否かの線引きを実施していないことや **氏による保護者の線引きを行っていないことを示すものとして本件公文書を特定したと主張する。
- (イ) 一方、本件各審査請求人は、本件公文書は説明を行った保護者の延べ人数が分かるだけであり、全家庭分であるとは確認できないこと、また面談する保護者と面談しない保護者を選別していないことや、**氏による保護者の線引きが行われていないことが確認できないことから、請求内容 4 及び 5 に対する公文書に当たらないと主張する。
- (ウ) 当審査会が、説明を行う対象となった家庭数について諮問庁に確認したところ、本件各審査請求人の家庭を除き、51 の家庭が対象であったとのことであった。

そこで、当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には説明を行った家庭ごとに、説明を行った日付、学年、クラス、保護者名、実施方法及び発言内容が記録されており、記載されている総家庭数は確かに 51 家庭であることが認められた。

- (エ) また、一般に、教員が担任する全児童の家庭に対し個別に何らかの説明を行う場合、その実施方法について各保護者の意向を踏まえて進めることは十分あり得るものと考えられることから、本件請求に係る事案においても、各保護者の意向に沿う方法で説明を行ったとの処分庁の主張に、特段、不自然な点はないと言える。
- (オ) 以上のことを踏まえると、当審査会としては、処分庁が請求内容 4 及び 5 に対する公文書として本件公文書を特定したこと自体は、誤りとはいえないと判断する。

なお、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したが、請求内容 4 及び 5 の対象とすべき公文書が他に存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

ウ その他

本件各審査請求人は、本件公文書は教員が職務として行った面談や架電による説明時の記録であることから、少なくとも説明を行った教職員の氏名や、本件公文書を作成した者の氏名は開示されるべきであると主張する。

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には、説明を行った教職員の氏名や、本件公文書を作成した者の氏名は記載されていないことが認められた。面談等の対応記録である公文書にそのような情報が記載されていないことの是非はともかく、それらが非開示部分に含まれていないことを申し添える。

(3) 本件処分2について

ア 本件各審査請求人は、請求内容3において、アンケート調査の実施が、父及び母が強く要望したために実施するものであると□年生の保護者に説明することを意思決定した経緯や理由が明らかになる記録等があるはずだと主張する。

イ 一方、処分庁は、当該アンケートはガイドラインに沿って行われたものであるから、本件各審査請求人の求める公文書は存在しないと主張する。

ウ 当審査会は、処分庁がアンケート調査を実施するに当たって保護者へどのような説明をしたのかを調査・審議する立場にはなく、請求内容3を満たす公文書が存在するか否かを判断するものであるところ、請求内容3を満たす公文書が存在しないとする処分庁の主張に不自然な点はないと判断する。

また、本件各審査請求人の主張を踏まえても、処分庁の主張を覆す程の事実は特に見いだせなかった。

したがって、請求内容3に対して、処分庁が本件処分2を行ったことは妥当であると判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 請求内容

1	〇〇年〇〇月〇〇日に実施されたアンケート調査後に、教育委員会及び△△小学校が、当時□年生児童の保護者との面談を実施するとの判断（意思決定）をした経緯、理由が明らかになる記録、メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報
2	当時の□年生児童の保護者との面談（架電による聞き取りを含む）の記録（日時、場所、出席者、内容など）メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報
3	本面談における説明について、△△小学校（**教師、**教務主任）が、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを遵守して実施されたアンケート調査にも関わらず、アンケート調査は**の保護者が強く要望したためと説明するよう、教育委員会及び△△小学校において意思決定された経緯及び理由が明らかになる記録、メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報
4	面談に呼び出された保護者と呼び出されていない保護者が存在するが、教育委員会及び△△小学校は、何故、保護者全員に面談しなかったのか、どの様に面談する保護者と面談しない保護者を選別したのか、その経緯及び理由が明らかとなる記録（リストを含む）、メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報
5	アンケート調査の対象となった当時の□年生児童保護者に対して不信感を抱かせることになった△△小学校と**氏の関係について、△△小学校が**氏と打ち合わせをして面談に呼び出された保護者と呼び出されていない保護者の線引きを行っていないことを証明する記録（面談、電話等の記録など）、メモ、ノートなど文字に起こした全ての情報。

(参考)

1 審議の経過

令和3年 5月17日 諮問
6月16日 諮問庁からの弁明書の提出
7月19日 審査請求人からの反論書の提出
令和4年 6月29日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第2回会議）
7月27日 審査請求人の口頭意見陳述（令和4年度第3回会議）
9月 1日 審議（令和4年度第4回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）